

# 第4次障害者基本計画 概要

## I 第4次障害者基本計画とは

【位置付け】 **政府が講ずる障害者施策の最も基本的な計画**（障害者基本法第11条に基づき策定）

【計画期間】 **平成30(2018)年度から令和4(2022)年度までの5年間**

【検討経緯】 障害者政策委員会（障害当事者等で構成される内閣府の法定審議会）での1年以上にわたる審議を経て取りまとめられた**障害者政策委員会の意見に即して、基本計画を作成**

## II 基本理念（計画の目的）

**共生社会の実現**に向け、障害者が、自らの決定に基づき**社会のあらゆる活動に参加し**、その**能力を最大限発揮して自己実現**できるよう支援

## III 基本的方向

### 1. 2020東京パラリンピックも契機として、社会のバリア（社会的障壁）除去をより強力に推進

- 社会のあらゆる場面で、アクセシビリティ(\*)向上の視点を取り入れていく

(\*) アクセシビリティ: 施設・設備、サービス、情報、制度等の利用しやすさのこと。

- アクセシビリティに配慮したICT等の新技術を積極的に導入

### 2. 障害者権利条約の理念を尊重し、整合性を確保

(\*) 障害者権利条約: 我が国は平成26年に批准。障害当事者の主体的な参画等を理念とする。

- 障害者施策の意思決定過程における障害者の参画、障害者本人による意思決定の支援

### 3. 障害者差別の解消に向けた取組を着実に推進

- 障害者差別解消法の実効性確保のため、各分野でハード・ソフト両面から差別解消に向けた環境整備を着実に推進

### 4. 着実かつ効果的な実施のための成果目標を充実

## IV 総論の主な内容

- 当事者本位の総合的・分野横断的な支援
- 障害のある女性、子供、高齢者の複合的な困難や障害特性等に配慮したきめ細かい支援
- 障害者団体や経済団体とも連携した社会全体における取組の推進
- 「命の大切さ」等に関する理解の促進、社会全体における「心のバリアフリー」の取組の推進

# 第4次障害者基本計画 概要

## V 各論の主な内容

### 1. 安全・安心な生活環境の整備

#### ○移動しやすい環境の整備

- ・公共交通機関のバリアフリー化（ホームドア等）

### 2. 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実

#### ○障害者に配慮した情報通信・放送・出版の普及

- ・聴覚障害者向け電話リレーサービスの体制構築

### 3. 防災、防犯等の推進

#### ○災害発生時における障害特性に配慮した支援

- ・福祉避難所、車いす利用者も使える仮設住宅の確保
- ・音声によらない119番通報、障害特性に配慮した災害時の情報伝達体制

### 4. 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

#### ○社会のあらゆる場面における障害者差別の解消

- ・障害者にも配慮した施設整備やサービス・情報提供等の一層の促進
- ・障害者差別解消に係る地域協議会の設置促進

### 5. 自立した生活の支援・意思決定支援の推進

#### ○身近な地域で相談支援を受けられる体制の構築

- ・障害種別や年齢、性別等に対応した相談支援

### 6. 保健・医療の推進

#### ○精神障害者の早期退院と地域移行、社会的入院の解消

- ・退院後の精神障害者の支援

### 7. 行政等における配慮の充実

#### ○司法手続きや選挙における合理的配慮の提供等

- ・障害特性に応じた選挙等に関する情報提供の充実

### 8. 雇用・就業、経済的自立の支援

#### ○総合的な就労支援

- ・雇用前・後の一貫した支援、就業・生活両面の一体的支援

### 9. 教育の振興

#### ○誰もが可能な限り共に教育を受けられる仕組みの整備

- ・個別の指導計画・教育支援計画の活用を通じた全ての学校における特別支援教育の充実

### 10. 文化芸術活動・スポーツ等への振興

#### ○障害者の芸術文化活動への参加

- ・特別支援学校での質の高い文化芸術の体験

### 11. 国際社会での協力・連携に推進

#### ○文化芸術・スポーツを含む障害者の国際交流の推進

- ・障害者の文化芸術など日本の多様な魅力を発信

## 参照条文

○障害者基本法（昭和45年法律第84号）（抄）  
（障害者基本計画等）

第十一条 政府は、障害者の自立及び社会参加の支援等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「障害者基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 都道府県は、障害者基本計画を基本とするとともに、当該都道府県における障害者の状況等を踏まえ、当該都道府県における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「都道府県障害者計画」という。）を策定しなければならない。

3 市町村は、障害者基本計画及び都道府県障害者計画を基本とするとともに、当該市町村における障害者の状況等を踏まえ、当該市町村における障害者のための施策に関する基本的な計画（以下「市町村障害者計画」という。）を策定しなければならない。

4～9（略）